

平成 27 年度国立研究開発法人農業環境技術研究所調達等合理化計画にかかる自己評価

調達等合理化計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	業務実績	自己評価
<p>【 】は評価指標)</p> <p>重点的に取り組む分野</p> <p>(1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達</p> <p>① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び保守等であり、契約の相手方が特定される場合について、具体的事由について契約審査委員会にて検討し、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p> <p>② 単価契約の対象品目を拡大することを検討し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。特にDNA合成製品等の調達において平成27年度上半期分単価契約を開始したことの現状をもとに、平成27年度下半期分を契約するにあたり内容を検討する。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】</p> <p>(2) 一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達</p> <p>① 既に取り組んでいるコピー用紙、トイレットペーパーのつくば地区5法人(農環研、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)、国立研究開発法人農業生物資源研究所(以下「生物研」という。)、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人種苗管理センター(以下「種苗管理センター」という。))一括単価契約の品目を拡大することを検討し、トータル的な調達手続きに要する時間の短縮(物品調達に係る人件費まで含めたトータルコストを意識した調達)、調達金額の節減を図る。【調達手続きに要する時間および調達金額の節減】</p> <p>② 上記①の統合予定のつくば地区4法人(農環研、農研機構、生物研、種苗管理センター)がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施するため統合を見据えて関係規程等の改正を検討する。【法人統合に向けた関係規程等の改正の検討】</p> <p>(3) 環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 これまでと同様に平成27年度においても、環境物品等の調達の推進</p>	<p>研究用機器、試薬等の購入、成分分析の外注等において、契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とする場合は、契約審査委員会審査のうえ調達事務の合理化及び早期調達を推進することとして、平成27年度は「化学物質安全管理システム(Chemical Design)の構築・移行・統合・運用及び保守業務」、「国立研究開発法人農業環境技術研究所で使用するガス」及び「核磁気共鳴装置保守業務」の3件について、随意契約により迅速な調達を実施できるかを審議した。審議の結果、3件とも随意契約が適当と判断された。</p> <p>単価契約の対象品目拡大については、特にDNA合成製品の調達について検討を行った。当研究所では、平成27年度上半期において、これまでに利用頻度の高かった1メーカーについて新規に単価契約を締結したところであり、下半期の契約を締結するにあたっては、納入実績や研究者へのアンケート等によりメーカー、品目の拡大について検討したが、上半期と同様の1メーカーで対応可能という結果であったため、仕様を変更せずに単価契約を締結した。なお、平成26年度までは研究者からの契約依頼の都度、業者との契約手続きを行う必要があり、発注から納品までにおよそ3~4週間を要していたが、単価契約の導入により契約手続きは上半期、下半期の各1回だけで済み、納期も発注後1週間程度で納品できるようになったことから調達手続きの簡素化と納期の短縮を図ることができた。</p> <p>これまでの取組を拡大するため、平成28年度分の電気需給契約については、契約電力を3,150kWから3,000kWに見直したうえで、農研機構、生物研及び種苗管理センターと共同で一般競争入札(特定調達)により締結し、調達金額の節減を図った。この結果、平成28年度以降の電気料基本料金が平成27年度より大幅に安価となり毎月約210万円(年間2,520万円)の節減が見込まれることとなった。また、平成28年4月1日に農研機構に統合する各法人の担当で構成する契約ワーキンググループにて一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の検討を行い、平成27年12月にはつくば地区5法人合同により外国雑誌購読契約を一般競争入札(特定調達)により締結し、調達金額の節減を図った。</p> <p>・外国雑誌契約(当研究所分は「シュプリング電子ジャーナル及び冊子」) 平成26年度実績 6,152千円に対して平成27年度実績 4,202千円 節減額△ 1,950千円</p> <p>平成28年4月1日の農研機構への統合に向けて、農研機構の内部研究所と当研究所及び2法人(国立研究開発法人農業生物資源研究所、独立行政法人種苗管理センター)がそれぞれ行っている調達業務について、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を、新設するつくば管理センター調達チームにおいて一元的に実施するため、前述の契約ワーキンググループにおいて検討を行った。</p> <p>環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達について、調達目標の向上を図るため、平成27年4月に対象品目の例示を一部見直した「調達の推進を図るための方針」を定めて、法人Webサイトに公表した。な</p>	<p>研究開発用に係る物品及び役務の調達については、随意契約の検討や単価契約の対象品目を増やすことで、調達手続きの簡素化と納期の短縮を図ることができた。平成28年度以降は、研究用機器の保守契約においても内容を検討し、代理店を通さずにメーカーと直接契約できるものがないか探索するほか、単価契約の対象品目拡大を検討する必要がある。</p> <p>一般的な物品及び役務の一括調達、共同調達については、つくば地区5法人合同による調達対象品目を拡大することにより、調達手続きに要する時間及び調達金額の節減を図ることができた。調達対象品目の拡大に関しては、平成28年度以降も検討を継続する。</p> <p>農研機構と当研究所及び2法人が取り組む、つくば管理センター設置に向けた組織規程、会計規程の改正による効果については、平成28年度に検証する必要がある。</p> <p>環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進については、法人Webサイ</p>

を図るための方針及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、調達の推進を図る。**【環境物品等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進】**

調達に関するガバナンスの徹底

(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事 250 万円以上、物品の購入 160 万円以上、役務 100 万円以上）については、農環研に設置の契約審査委員会で、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査し、審査結果を理事長に報告・決裁を受ける。**【新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委員会における審査実施率：数値目標 100%】**

(2) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、平成 22 年 6 月 30 日付け「1 者応札・1 者応募に係る改善方策」に基づいて取り組んでおり、地理的要因や業務の特殊性により発生する場合もあるが、その他の要因を分析し、その要因に応じた取組を実施するため、入札説明書受領者、応札者に対しアンケート等を実施し、引き続き改善を図る。また、以下の項目を行うなど入札等に参加しやすい環境を整える。

- ① 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様であるかの点検
- ② 電子メールによる入札説明書等の配布
- ③ 発注予定情報及び調達案件に対する質疑・回答をホームページに公表し情報の共有化

【入札等に参加しやすい環境整備の実行】

(3) 不適正な経理処理の発生に伴う再発防止のための取組

不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制として、職員研修会の開催、公的研究費の運営・管理に係る事務手引きの改定及び内部監査機能の強化を図る。**【不適正経理の再発防止のための研修の実施等】**

お、発注の際には、前述の方針を踏まえて、前年度の実績を上回るよう努力したが、紙類、文具類等の汎用消耗品については調達目標達成率 100%となった品目が前年度実績とほぼ同じであることや、蛍光灯、作業用手袋等については、機能・性能上の必要性やコストの面から環境物品等の判断基準を満たさない製品を調達せざるを得ないこと等から、平成 27 年度実績は前年度と大差が無いという結果であった。障害者就労施設等からの物品等の調達については、昨年度実績を上回ることが出来た。

参考 1 環境物品等における対象品目調達件数 205 件中 182 件（平成 26 年度実績 203 件中 199 件）

参考 2 障害者就労施設等からの役務提供件数 2 件（平成 26 年度実績 1 件）

新たに競争性のない随意契約を締結することとなった案件は、平成 27 年度は 11 件あり、すべて契約審査委員会の審査を受け、審査結果を理事長に報告し決裁を受けた。

一者応札・応募の改善に向けて、入札説明書受領者、応札者に対しアンケートを実施し、集約結果を業務効率化推進委員会にて点検のうえ契約監視委員会に報告した。契約監視委員会からの意見を踏まえ、一者応札・応募が予測される案件については、契約審査委員会において、仕様書の内容を必要最低限としているか等の点検を実施した。また、入札参加予定者より要望があった場合には、電子メールによる入札説明書等の配布を行った。

参考 1 アンケート回収率 68.6%（35 社中 24 社）（平成 26 年度実績 37.3%（59 社中 22 社））

参考 2 電子メールによる入札説明書等配布実績 10 件（平成 26 年度実績 5 件）

再発防止のための取組として、不正使用防止対策推進委員会にて「公的研究費の運営・管理に係る事務手引き」を平成 27 年 5 月に改訂し、全職員に周知した。コンプライアンス研修は、平成 27 年 2 月に役職員全員を対象に実施しており、以降は新規採用者等を対象として平成 27 年 4 月、6 月、7 月及び 11 月に実施した。また、平成 27 年 9 月には、当研究所と取引のある業者（132 社）に対して、不正に関与しないことを書面により確認し、一般競争入札の参加条件として、確認書の提出を義務付けたほか、内部統制として会計システムによる契約依頼入力者を特定することで責任体制の明確化を図った。

さらに、内部監査機能の強化として、監査計画（内部監査計画書）において、取引業者に会計帳票類の提出を求めることを業務に加えた。平成 27 年度においては、12 社に会計帳票類の提出を依頼し、不適正な経理処理が行われていないか検証を行った。

トに方針を公表することで、受注を希望する中小企業者に対しての意思表示ができた。しかし、調達目標の向上については、平成 28 年度以降も検討を継続する。

随意契約に関する内部統制の確立のため、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件はすべて契約審査委員会の審査を受け、審査実施率は、数値目標 100%を達成した。

一者応札・応募の改善については、契約監視委員会の意見を踏まえて、入札等に参加しやすい環境の整備を実行することができた。

不適正な経理処理の発生に伴う再発防止のための取組については、職員に対する適正な経費執行手続き等の周知徹底、研修の実施のほか、職員からの改善要望を把握できる仕組みを整備した。今後の対応としては、職員からの改善要望を整理した上で、「公的研究費の運営・管理に係る事務手引き」の利便性を高める取組を検討し、必要に応じて規程、規則等を改正する必要がある。

<p>(4) 不祥事の発生の未然防止</p> <p>談合情報等があった場合は、談合情報に関する措置要領(平成 27 年 3 月 10 日施行)に基づき対応する。【不祥事の発生の未然防止】</p>	<p>参考 1 コンプライアンス研修 (平成 27 年 4 月以降) 対象者 29 名 (参加者 29 名)</p> <p>参考 2 研究職員を対象とした研究倫理に関する研修 対象者 189 名 (参加者 187 名 2 名は休職者)</p> <p>参考 3 研究職員等を対象とした e-learnig プログラムによる研究倫理教育 対象者 180 名 (参加者 178 名 2 名は休職者)</p> <p>当研究所との間に取引のあった業者に係る談合情報等の入手又は他機関からの提供はなく、対応実績はなかった。</p>	<p>不祥事の発生の未然防止については、今後も競争入札参加資格申請の審査時に確認するほか、他機関とも協力のうえ情報収集に努める。</p>
--	---	--